

公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会 御中

商号又は名称
事務所所在地
代表者氏名宅地建物取引業従業者証明書
交付申請書

下記従業者の宅地建物取引業法第48条に基づく従業者証明書を交付して
くださるようお願い致します。

更新後の免許番号： ()

--	--	--	--

有効期間： 年 月 日から

年 月 日まで

※従業者 証明書番号	※交付年月日	氏 名	性 別	(西暦) 生年月日	取引士 登録番号	備考
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		

従たる事務所の名称	
従たる事務所の所在地	

- (注) 1. ※印の欄は従業者証明書を交付する本部事務局が記入する。
2. 有効期間・生年月日は西暦で記入する。
3. 申請書は2部提出するものとする。
4. (添付書類) 略歴書・写真1枚 (縦3cm横2.4cm)

地方本部名	本部
番 号	
受 付 日	年 月 日

会員名簿登録事項変更届

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 会長 殿

このほど、会員名簿の登録事項に変更がありましたので届出します。
 なお、別掲の「本会会員の個人情報の取扱いについて」を承認します。

年 月 日

免許番号

大臣 () 第 号
知事

商号又は名称

事務所区分	<input type="checkbox"/> 主たる事務所	<input type="checkbox"/> 従たる事務所
-------	---------------------------------	---------------------------------

代表者・氏名

	変更前	変更後
免許証番号	大臣 () 第 号 知事	大臣 () 第 号 知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
商号または名称	フリガナ	フリガナ
代表者氏名	フリガナ	フリガナ
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
主たる事務所所在地	〒 TEL FAX	〒 TEL FAX
従たる事務所名称		
従たる事務所所在地	〒 TEL FAX	〒 TEL FAX

地方本部確認	上記の変更内容を確認いたしました。 年 月 日 地方本部名 本部 本部長名 (印)
--------	--

連 帯 保 証 書

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

会 長 坂 本 久 殿

(法 人 名)

1 私は、 に関し、同社の取引の相手方等からの請求により、宅地建物取引業法第64条の8の規定に基づいて弁済業務保証金の還付がなされた場合には、同法第64条の10の規定に基づいて同社が貴協会に支払うべき還付充当金納付債務について、連帯して保証いたします。

私は、次の①～③の場合においても、上記連帯保証の履行責任を負うことを確認・理解いたしました。

- ① 私が同社の代表取締役（代表者）を退任し、新任の代表取締役（代表者）が選任されない場合における還付充当金納付債務の一切。
- ② 私が同社の代表取締役（代表者）を退任し、新任の代表取締役（代表者）が選任された場合でも、新任の代表取締役（代表者）が貴協会に対し還付充当金納付債務についての連帯保証書を差し入れない場合における還付充当金納付債務の一切（なお、私が同社の代表取締役（代表者）を退任した後の同社の還付充当金納付債務を含みます。）。
- ③ 私が同社の代表取締役（代表者）を退任し、新任の代表取締役（代表者）が選任され、新任の代表取締役（代表者）が貴協会に対し還付充当金納付債務についての連帯保証書を差し入れて連帯保証をした場合において、私が同社の代表取締役（代表者）を退任する以前の同社の行為に関する還付充当金納付債務の一切。

極度額： 1,000 万円（極度額は、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定により①主たる事務所分として1,000万円、②設置する従たる事務所の数に500万円を乗じた額を算出し、①と②の合計額を記入。）

(法 人 名)

2 私は、 から、民法第465条の10所定の(1)財産及び収支の状況(2)主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況(3)主たる債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容について、情報提供を受け、理解しています。

令和 年 月 日

住 所

連帯保証人

⑧

誓 約 書

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

会長 坂 本 久 殿

弊社の代表取締役（代表者）変更の場合には、直ちに貴協会宛に変更届出書を提出するとともに、新任代表取締役（代表者）による別添の連帯保証書を提出いたします。

また、弊社において事務所を新設した場合や宅地建物取引業法第25条第2項の政令で定める額が増額になり、宅地建物取引業法第64条の8第1項の営業保証金額に相当する額が増額となった場合、その増額後の政令で定める営業保証金相当額を極度額とする連帯保証書を改めて提出いたします。なお、本誓約に違背した場合は直ちに退会いたします。

令和 年 月 日

(会 社 名)

代表取締役
(代 表 者)

⑩